

## 著作権譲渡に関する規約

本規約は、シンプレスジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するデザイン作成サービス（以下「本サービス」といいます。）における、当社からお客様に対する著作権譲渡に関し、必要な条件を定めることを目的とします。本サービスのご利用については、本規約のほか、当社の利用規約が適用されます。

### （著作権の譲渡）

第1条 当社は、お客様に対し、本サービスにより当社からお客様に対してデザイン（以下「本著作物」といいます。）が当社の定める形式で納品された時点で、本著作物のすべての著作権（複製権、放送権、翻訳権、映画化権、本著作物を原著作物とする二次的著作物についての利用権等並びに著作権法27条及び28条に規定する権利を含みますがそれらに限られません。以下「本著作権」といいます。）を譲渡し、お客様はこれを譲り受けるものとします。

### （譲渡代金）

第2条 本著作権の譲渡代金は、本サービスの料金に含まれるものとします。

### （保証等）

第3条 当社のお客様に対し、本著作物の納品時点において、当社が本著作権を保有していることを表明し、保証します。

- 2 当社は、本著作物の著作者が、お客様及びお客様からの本著作権の譲受人に対し、著作者人格権を行使しないことを確保するために、必要な措置を講じます。
- 3 お客様は、本著作物について商標登録を希望する場合、商標登録の可能性等を自己の費用及び責任において確認するものとし、当社は、本著作物について商標登録できること等を一切保証せず、これに関し一切責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本著作物が第三者の権利を侵害しないことを一切保証せず、お客様による本著作物の利用によって生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
- 5 万一、当社が第1項に定める表明保証に違反し、そのことによりお客様が第三者に対し損害賠償責任を負ったときは、当社のお客様に対し、その損害を賠償するものとします。ただし、賠償額は、本著作物についてお客様が当社に対し支払った料金の額を上限とします。

### （規定外事項）

第4条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた場合、当社とお客様は誠意をもって協議し、解決するものとします。

### （管轄の合意）

第5条 本規約に関し、当社とお客様との間に紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### （準拠法）

第6条 本規約は、日本法を準拠法とし、それに従って解釈されるものとします。